

花の百名山富良野岳高山植物ガイドブック制作事業
公募型プロポーザル実施要領

令和7年3月

上富良野町企画商工観光課商工観光班

花の百名山富良野岳高山植物ガイドブック制作事業公募型プロポーザル実施要領

花の百名山富良野岳高山植物ガイドブック制作事業の内容並びに同事業に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容について次のとおりとする。

1 目的

この実施要領は、「花の百名山」と称される富良野岳（十勝岳連峰南部）の魅力を最大限伝えるために豊富な種類の高山植物を網羅した植生ガイドブックを上富良野町（以下「町」という。）が制作するにあたり、公募型プロポーザル方式により必要知識及び専門的技術力、企画力を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

- (1) 事業名：花の百名山富良野岳高山植物ガイドブック制作事業（以下「本事業」という。）
- (2) 事業内容：別紙仕様書のとおり
- (3) 成果品：別紙仕様書のとおり
- (4) 事業期間：契約締結日から令和8年2月27日まで
- (5) 事業費（提案限度額）：3,000,000円（税込み）

3 応募条件

(1) 応募資格要件

応募者の資格要件は次のとおりとする。

- ① 北海道内に主たる事業所（本店、支店、営業所）を有すること。
- ② 応募者は、本事業と同様又は類似業務の実績があること。
- ③ 応募者は、下記のいずれかに該当する者。

ア 民間企業

イ 一般社団法人、一般財団法人及び公益財団法人、公益財団法人

ウ 法律により直接設立された法人

- ④ 応募者は、事業運営、維持管理を円滑に行うため迅速に対応ができる者であること。

(3) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者及び構成員、協力事業者になることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 実施要領の配布日から提案書提出までの期間に、町が設置する指名停止の処分を受けている者。
- ③ 宗教活動、政治活動を主たる目的とする者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び上富良野町暴力団排除に関する条例（平成24年条例第13号）第2条第1項第1号から第3号に該当する者。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続開始の申立てをしている者など、経営状態

が著しく不健全である者。

- ⑤ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条に規定する精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条に規定する破産手続き開始の申立てをしている者。
- ⑥ 納めるべき税金を滞納している者。

4、提案募集日程

項 目	日 程
プロポーザル公募開始（町HP掲載）	令和 7 年 3 月 7 日（金）から
質問提出期限	令和 7 年 3 月 7 日（金）から 令和 7 年 3 月 14 日（金）まで
質問書の回答	令和 7 年 3 月 18 日（火）まで
参加表明受付期限	令和 7 年 3 月 18 日（火）から 令和 7 年 3 月 21 日（金）まで
参加資格の通知	令和 7 年 3 月 25 日（火）
提案書の提出期間	令和 7 年 3 月 25 日（火）から 令和 7 年 4 月 7 日（月）まで
プレゼンテーション実施・受託候補者選定（予定）	令和 7 年 4 月 14 日（月）
審査結果通知	令和 7 年 4 月 17 日（木）
受託候補者との協議	令和 7 年 4 月中旬～下旬
受託事業者の決定、契約	令和 7 年 4 月下旬

※ 1 上記スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

※ 2 受託候補者との協議

契約候補者は、最終提案書の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、町との間で詳細協議をすすめるものとする。

※ 3 受託事業者の選定

受託候補者は、町との詳細協議が整えば契約を締結し、受託事業者となる。

5 仕様書、図面等の配布

- (1) 配布開始年月日 令和 7 年 3 月 7 日（金）
- (2) 入手、閲覧方法
 - ① 印刷物での資料配布は行わないものとする。
 - ② 上富良野町公式ホームページからダウンロードのうえ確認すること。

6 質問及び回答

- (1) 質問書【様式5】により電子メールで、件名を「【質問書】(参加資格又は提案書)花の百名山富良野岳高山植物ガイドブック制作事業(企業名)」として提出すること。
- (2) 質問書の受付は、令和7年3月14日(金)午後11時59分までとする。但し、受信確認は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 質問書への回答は、受付後5日以内(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)を前提に随時回答する。ただし、回答に時間を要する場合はこの限りではない。また、質問事項が重複していると町が判断したものは整理して回答する。なお、本件の趣旨から離れている質問へは回答しない。
- (4) 質問及び回答内容は、町ホームページに掲載する。
- (5) 提出先 この実施要領15に記載する担当課

7 参加表明手続きについて

企画提案書の提出意思がある応募者又は、以下の提出種類に書類符号を記した表紙とインデックスを付け、綴じたものを期日までに提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 参加表明書【様式1】
 - ② 企業概要【様式2】
 - ③ 業務実績報告書【様式3】
- (2) 提出期限 令和7年3月21日(金)午後5時15分必着
(受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。)
- (3) 提出方法 1部を電子メール、郵送又は持参
- (4) 提出先 要領15に記載する担当課

8 参加資格審査と結果通知

参加申込書受付終了後、本募集の参加資格の有無及び提出書類の審査を行い、その結果を令和7年3月25日(火)に通知する。なお、提案書の提出者として資格が確認された者には、結果通知に併せて企画提案書等の提出要請通知を行う。

9 企画提案書の提出

(1) 提案書等の提出

提出要請通知を受けた者は、次により、提出期限までに提案書【様式4】に次の様式を添付して期限までに提出すること。なお、提出書類については、実施要領11受託候補者の選定、(4)審査及び評価基準の①から⑤の評価事項の内容がわかる書類を提出すること。(任意様式)

- ① 事業者の概要、導入実績等について
- ② 富良野岳高山植物ガイドブック制作に関する提案
- ③ WEBページ制作に関する提案
- ④ 事業スケジュール表

⑤ 見積書

※積算根拠が明確にわかるように具体的に記載すること。

(2) 提案書等の提出期限

令和7年4月7日(月)午後5時15分必着

(3) 提出方法 電子メール(PPT又はPDF)

(4) 提出先 要領15に記載する担当課

(5) 留意事項

- ① 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは見やすいフォントとして11ポイント以上とすること。
- ② 各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。
- ③ 印刷の場合、用紙の大きさは、A4版又はA3版(A3版はA4版折込)で綴じたものとする。

10 企画提案に対するヒアリング審査(プレゼンテーション)

(1) 実施日時(予定)

令和7年4月14日(月) ※実施場所、日時及び開始時間は別途通知する。

(2) 所要時間

① 企画提案書の概要、詳細説明(30分以内)

ア 企画提案書を使用し、企画の詳細を説明すること。

イ 別にアピールする事項があれば、ここで説明すること。

ウ 説明時間は30分以内とし、説明途中であっても延長は認めない。

② 質疑応答(20分程度)は審査員からの質問に対して回答することとし、提案事業者から審査員への質問は認めない。

③ 参加申込が1件の場合等、プレゼンテーションの実施を必要としないと認めたときは、プレゼンテーションは行わず、提案者の書類審査によることができることとする。

④ その他

ア 提案事業者からの参加者は、4名までとする。

イ パソコン、プロジェクター使用は可能とするが、使用する場合は、事前に申し出ること。

11 受託候補者の選定

(1) 審査委員会の設置

提案の審査、評価及び候補者の特定を行うため、審査委員会を設置する。

(2) 審査及び選定

審査は、審査委員会が、下記の評価基準に基づいて総合的な審査を行う。

審査の結果、総合得点が60点(100点満点)以上の提案者の中から、総合得点の最も高い提案をした提案者を受託候補者とする。その他、上位得点順から次点受託候補者として順位を付して選定するものとする。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査の結果については、選考後速やかに参加した提案者に書面で通知する。

(4) 審査及び評価基準

評価項目	評価事項	配点
実施体制	メンバーが十分な能力や資格、実績を有しており、円滑で創造的な業務遂行が期待できる体制・スケジュールとなっているか。富良野圏域に根差した取り組みはあるか。	15
企画力	ターゲット層へ訴求できる分かりやすく明確な企画となっているか。仕様書のコンセプトの理解、サイズ・ページ数、紙質の狙いや意図が明確で効果的か。	30
デザイン力	ターゲット層が興味を示すデザインとなることが期待できるか。	25
全体構成	必要な項目が掲載されるかどうか。台割の意図や目的。	20
プレゼンテーション	提案の独自性、優位性、全体のバランス、説明、質問への回答等の的確性	10
合計		100

12 企画提案書の失格規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする

- (1) 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 実施要領に違反すると認められる場合

13 企画提案に関する留意事項

- (1) 本提案に係る諸経費等は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (4) 提出された書類は、審査目的以外は使用しない。
- (5) 提出された書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (6) 書類に含まれる著作物の著作権は、提案事業者に帰属する。
- (7) プレゼンテーションの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いはしない。
- (8) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（公知の情報は除く。）は本プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、本プロポーザルに関わりがなくなった時点で、町から入手した資料及び知り得た情報については、適切に廃棄すること。
- (9) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

14 契約の締結

契約及び契約内容は、選定された受託候補者と町との間で協議を行い、協議が整った場合には、町の条例及び規則等の定めるところにより、当該事業の実施に係る契約を締結することを原則とする。なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容（予算等経費計画書の見積内容を含む。）をもって契約するとは限らないことに留意すること。

契約候補者の提出した提案書等に基づき、仕様及び予定価格を設定し、改めて見積書の提出を依頼する場合があるものとする。

選定された受託候補者との協議が不調となった場合には、次点の受託候補者順に協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することとする。契約保証金については、業務実績等により免除する場合がある。

(1) 契約金額

本事業実施費（消費税を含む）とする。

(2) 本事業成果品

本事業の成果品は、富良野岳高山植物ガイドブック、WEBページとする。

15 担当課

〒071-0596

空知郡上富良野町大町2丁目2番11号

上富良野町企画商工観光課商工観光班（庁舎2階）

E-Mail : shouko@town.kamifurano.lg.jp

電話 : 0167-45-6983（直通）

FAX : 0167-45-5362